

仙台市公衆浴場法の施行に関する条例等の一部改正について

社会情勢の変化、公衆浴場における衛生等管理要領の改正*等を踏まえ、現行条例等の一部を改正しました。

1 公衆浴場における衛生等管理要領の主な改正内容

- (1) 原水、浴槽水等の水質基準の見直し (R 元.9 月)
 - ・「全有機炭素 (TOC) の量」の追加、「大腸菌群」⇒「大腸菌」へ一部変更
- (2) 衛生管理項目の見直し (R 元.9 月)
 - ・結合塩素 モノクロアミン (3mg/L 程度) による消毒方法の追加
 - ・レジオネラ症発生防止対策として施設設備の清掃、消毒方法等の具体的記述の見直し
 - シャワー、集毛器、調整箱、気泡発生装置、水位計配管の清掃・消毒等
- (3) 男女の混浴年齢制限の見直し (R2.12 月)
 - ・「おおむね 10 歳以上」⇒「おおむね 7 歳以上」へ変更

2 仙台市公衆浴場法の施行に関する条例等の主な改正 (別添新旧対照表)

- (1) 男女の混浴年齢制限の見直し
 - ・「10 歳以上」⇒7 歳以上 (条例改正)
- (2) 構造基準の見直し
 - ・浴槽の深さ 「0.6m」⇒「0.5m」 (条例改正)
 - ・浴槽の踏み段の設置箇所 (条例改正)
 - 「洗い場に面した浴槽内全部に」⇒「洗い場に面した浴槽内の一部に」
- (3) 浴槽水の消毒方法の追加 (条例、規則改正)
 - ・モノクロアミンによる消毒 (結合残留塩素濃度の管理) を追加
- (4) 原水、浴槽水等の水質基準の見直し (規則改正)
 - ・「有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)」
⇒「全有機炭素 (TOC)」又は「過マンガン酸カリウム消費量」
 - ・原水等の「大腸菌群」⇒「大腸菌」
- (5) その他文言の修正
 - ・「普通公衆浴場」⇒「一般公衆浴場」 (条例改正)

* 公衆浴場、旅館業のレジオネラ症発生防止対策等の衛生管理に関する指針。

別添 1 公衆浴場における水質基準等に関する指針、

別添 2 公衆浴場における衛生等管理要領、

別添 3 旅館業における衛生等管理要領 で構成されます。

(平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知)

厚生労働科学研究で最新の知見等が得られていることや、レジオネラ症発生防止対策の強化等を踏まえ改正されました。(令和元年 9 月 19 日生食発 0919 第 8 号、令和 2 年 12 月 10 日生食発 1210 第 1 号 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

3 仙台市旅館業法の施行に関する条例等の主な改正（別添新旧対照表）

- (1) 浴槽水の消毒方法の追加 (条例、規則改正)
- ・モノクロラミンによる消毒（結合残留塩素濃度の管理）を追加
- (2) 原水、浴槽水等の水質基準の見直し (規則改正)
- ・「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」
⇒「全有機炭素（TOC）」又は「過マンガン酸カリウム消費量」
 - ・原水等の「大腸菌群」⇒「大腸菌」
- (3) その他文言の修正 (規則改正)
- ・宿泊しようとする者の本人確認
「二人以上での宿泊の場合にあつては、その代表者」
⇒「団体で宿泊しようとする場合にあつては、その団体の代表者」

4 施行日

令和3年4月1日

ただし、公衆浴場の混浴年齢制限については、令和3年10月1日

5 参考

公衆浴場における衛生等管理要領（厚生労働省）